

○倉敷市環境保全基金条例

平成22年2月26日

条例第1号

(設置)

第1条 地球温暖化対策事業その他の環境保全施策の推進に要する経費の財源に充てるため、倉敷市環境保全基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上し、第1条の目的を達成するために必要な経費の財源に充てることができる。

2 前項の規定による場合のほか、基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより基金に積み立てるものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するため必要な場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 倉敷市の基金の処分の特例に関する条例（平成14年倉敷市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(20) 倉敷市環境保全基金条例（平成22年倉敷市条例第1号）